

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令及び船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について

1. 背景

海難事故の防止、海上における人命の安全確保等を目的として、船舶に必要な施設及びその検査に関する事項については、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の規定に基づく関係省令において定められている。令和 4 年に発生した知床遊覧船の事故を踏まえて、船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 24 号。以下「令和 6 年改正省令（第 24 号）」という。）及び船舶区画規程等の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 94 号。以下「令和 6 年改正省令（第 94 号）」という。）を制定し、一般旅客船の安全対策を強化したところである。一方で、遊漁船^{※1}については、安全設備の早期搭載に向けた方策の検討状況等を考慮する必要がある、当分の間、適用しないこととしていたところ。

今般、安全設備の早期搭載に向けた方策（予算措置等）の検討が終了したこと等から、遊漁船事業者を含む有識者等からなる「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会」において取りまとめられた「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方」（令和 6 年 7 月 23 日）を踏まえ、遊漁船についても一般旅客船^{※2}と同様の安全対策を実施するため、令和 6 年改正省令（第 24 号）及び令和 6 年改正省令（第 94 号）について所要の規定の整備を行う必要がある。

※1 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号。以下「遊漁船業法」という。）

第 2 条第 2 項に規定する遊漁船（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）及び旅客定員 13 人以上の船舶（遊漁船業法第 2 条第 1 項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶を除く。（以下「特定遊漁船」という。））を除く。）をいう。

※2 特定遊漁船以外の船舶であって、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）及び旅客定員 13 人以上の船舶をいう。

2. 概要

（1）簡易型船舶自動識別装置の遊漁船への備付けの義務化（令和 6 年改正省令（第 24 号）附則第 2 条第 1 項から第 3 項まで）

- 令和 6 年改正省令（第 24 号）により改正された船舶設備規程（昭和 9 年逡信省令第 6 号）第 311 条の 21 の 2 の規定を遊漁船に適用することとする。ただし、令和 8 年 10 月 1 日前に建造契約が結ばれた遊漁船（建造契約がない遊漁船にあっては、令和 9 年 4 月 1 日前に建造に着手されたもの）であって令和

12年10月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（令和8年10月1日以降に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）（以下（1）、（3）及び（6）において「現存船」という。）については、令和8年10月1日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間は、当該規定を適用しないこととする。

- また、現存船については、上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、管海官庁の指示するところによることができることとする。
 - イ 航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合
 - ロ 令和8年10月1日から令和8年10月1日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間継続して管海官庁が適当と認める船舶の位置情報を発信することができる装置を備え付けている場合であって、当該設備を引き続き備え付ける場合
- （1）の適用を受ける船舶のうち、令和8年10月1日以降に主要な変更又は改造を行った船舶について、（1）の規定に関わらず、管海官庁の指示するところによることができることとする。

（2）浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置の遊漁船への備付けの義務化（小型船舶安全規則第58条第1項の規定の遊漁船への適用（令和6年改正省令（第24号）附則第3条第1項から第3項まで））

- 令和6年改正省令（第24号）により改正された小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号。以下「小安則」という。）第58条第1項の規定を近海以上の航行区域を有する遊漁船に適用することとする。ただし、以下の遊漁船（令和8年10月1日以降に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）については、それぞれイ又はロに規定する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を引き続き当該船舶に備え付けている間は、なお従前の例によることとする。
 - イ 令和8年10月1日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（管海官庁又は小型船舶検査機構（以下「検査機関」という。）が小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置と同等以上の効力を有すると認める設備を含む。以下同じ。）を備え付けている遊漁船
 - ロ 令和8年10月1日に現に建造契約が結ばれている遊漁船（建造契約がない船舶にあつては、令和8年10月1日に現に建造中であるもの）であつて小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの
- （2）の適用を受ける船舶のうち、令和8年10月1日以降に主要な変更又は改造を行った船舶について、（2）の規定に関わらず、検査機関の指示するところによることができることとする。

（3）救命いかだ等（船舶救命設備規則第3章）の規定の遊漁船への適用（令和6年改正省令（第94号）附則第3条第1項から第3項まで）

- 令和6年改正省令（第94号）により改正された船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）第3章の規定を遊漁船に適用する。ただし、現存船については、令和8年10月1日以後最初に行われる定期検査が開始される日まで

の間は、なお従前の例によることができることとする。

- なお、現存船については、上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、管海官庁の指示するところによることができることとする。

- イ 航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合
 - ロ 令和8年10月1日から令和8年10月1日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間継続して管海官庁が適当と認める救命設備を備え付けている場合であって、当該設備を引き続き備え付ける場合

- (3)の適用を受ける船舶のうち、令和8年10月1日以降に主要な変更又は改造を行った船舶について、(3)の規定に関わらず、管海官庁の指示するところによることができることとする。

(4) 水密甲板及び水密隔壁（小安則第7条第1項並びに第15条第4項及び第5項）の規定の遊漁船への適用（令和6年改正省令（第94号）附則第4条第1項から第3項まで）

- 令和6年改正省令（第94号）により改正された小安則第7条第1項並びに第15条第4項及び第5項の規定を沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶である遊漁船に適用する。ただし、令和11年4月1日前に建造契約が結ばれた遊漁船（建造契約がない遊漁船にあつては、令和11年10月1日前に建造に着手されたもの）であつて令和15年4月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（令和11年4月1日以降に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）（以下「現存船」という。）については、令和9年4月1日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができることとする。

- なお、現存船については、上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、検査機関の指示するところによることができることとする。

- イ 航海の態様その他の事情を勘案して検査機関がやむを得ないと認める場合
 - ロ 浸水警報装置を備える等検査機関が適当と認める措置を講じている場合であつて、当該措置を引き続き講じる場合

- (4)の適用を受ける船舶のうち、令和11年4月1日以降に主要な変更又は改造を行った船舶について、(4)の規定に関わらず、検査機関の指示するところによることができることとする。

(5) 機関室口囲壁並びに甲板室及び船楼の開口に備え付ける閉鎖装置の保護規定（小安則第10条第3項及び第11条第3項）の遊漁船への適用（令和6年改正省令（第94号）附則第4条第4項）

- 令和6年改正省令（第94号）により改正された小安則第10条第3項及び第11条第3項の規定を沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶である遊漁船に適用する。ただし、令和9年4月1日前に建造契約が結ばれた遊漁船（建造契約がない遊漁船にあつては、令和9年10月1日前に建造に着手されたもの）であつて令和13年4月1日前に船舶所有者に対し引き渡された遊漁船には、当該規定を適用しないこととする。

(6) 小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器の備え付けの遊漁船への義務化（小安則第 58 条第 3 項、第 5 項及び第 7 項並びに第 58 条の 3 の規定）（令和 6 年改正省令（第 94 号）附則第 5 条第 1 項から第 3 項まで）

- 令和 6 年改正省令（第 94 号）により改正された小安則第 58 条第 3 項、第 5 項及び第 7 項並びに第 58 条の 3 の規定を沿海区域を航行区域とする遊漁船等に適用する。ただし、現存船については、令和 8 年 10 月 1 日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができることとする。
- なお、現存船については、上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、検査機関の指示するところによることができることとする。
 - イ 航海の態様その他の事情を勘案して検査機関がやむを得ないと認める場合
 - ロ 令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 10 月 1 日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間継続して検査機関が適当と認める救命設備を備え付けている場合であって、当該設備を引き続き備え付ける場合
- (6) の適用を受ける船舶のうち、令和 8 年 10 月 1 日以降に主要な変更又は改造を行った船舶について、(6) の規定に関わらず、管海官庁の指示するところによることができることとする。

(7) その他

- その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 4 月 1 日

施 行：令和 8 年 10 月 1 日